

石垣市内事業者 各位

石垣市商工会
(石垣市プレミアム付商品券等事務局)
会長 黒嶋 克史
【公印省略】

**令和 2 年度
「新型コロナウイルス感染症経済対策石垣市プレミアム付商品券発行事業」
取扱店募集について（通知）**

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当会では、新型コロナウイルス感染症拡大による消費低迷を受け、地域の消費者の購買意欲拡大等による地域経済と商業の活性化を図るため石垣市内の事業所で使用できるプレミアム付商品券を発売致します。

発行総額 7 億 5 千万円（共通店型 5 億円、応援業種型 2 億 5 千万円）で 50% のプレミアムが付いた大変お得な商品券となっております。

つきましては、商品券を取扱うためには取扱店としての登録が必要ですので、下記の内容及び添付資料をご覧いただき、別紙「令和 2 年度新型コロナウイルス感染症経済対策石垣市プレミアム付商品券」取扱店舗登録申請書兼誓約書」及び「反社会的勢力でないことの表明・確約に関する誓約書兼照会同意書」に必要事項を記入し、お早めにお申込み下さるようお願いいたします。

記

1. 取扱店対象 石垣市内事業所
2. 登録料 無料
3. 申込期間 令和2年9月9日(水)～ 令和3年1月15日(金)まで
※9月24日までにご登録いただくと商品券販売開始日に取扱店舗一覧表として購入者に配布します。
4. 申込場所 石垣市商工会
5. 持参する物
 - ・令和 2 年度新型コロナウイルス感染症経済対策石垣市プレミアム付商品券」取扱店舗登録申請書兼誓約書（様式 1）
 - ・反社会的勢力でないことの表明・確約に関する誓約書兼照会同意書
 - ・換金振込先の通帳の「表紙及び表紙うら面」の写し
 - ・印鑑

※共通店型：すべての取扱店で使用できる商品券

※応援業種型：大型店及び事務局が指定する店舗では使用できない商品券

※9月24日に取扱店説明会を開催しますので、別紙、説明会のご案内よりお申込み下さい。

※詳細につきましては、添付資料をご参照下さい。

※換金振込先が電子通帳等をご指定の方は、電子通帳の「金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、名義人」が表示されている画面の写しをご提出ください。

【お問い合わせ先】
石垣市商工会
住所：石垣市浜崎町 1-1-4
TEL：0980-82-2672

新型コロナウイルス感染症経済対策石垣市プレミアム付商品券等事業実施要項
【取扱店向け】

1. 目的

この要項は、新型コロナウイルス感染症の感染予防を踏まえることを前提としながら、観光客の減少等で厳しいコロナ禍にある石垣市内の経済的影響に対して、地元消費を喚起・下支えするとともに事業者支援も目的とする地域経済対策として実施する全世帯向けのプレミアム付商品券等の発行・販売又は配付の事業について、必要な事項を定める。

2. 定義

この要項において、次の各号に掲げる用語の意義について

- ①プレミアム付商品券等：事業目的を達成するために、石垣市によって発行及び販売・配付される指定の商品券をいう（以下、「商品券」という。）
- ②共通店型商品券：共通店型商品券として、石垣市内の大型スーパー等を含む全ての取扱店舗で使用可能な券として、額面を500円（紙面ブルー色）とする。なお、大型スーパー等での使用は共通店型商品券に限る
- ③応援業種等商品券：応援業種等商品券として、石垣市内の個人、中小事業者の店舗等のみで使用可能な券として、額面を500円（紙面ピンク色）とする。なお、個人、中小事業者の店舗等では、共通店型商品券も併せて2種類の商品券が使用できる
- ④大型スーパー等の考え方及び応援業種等は、別途、定める
- ⑤購入対象者等：設定する基準日において、石垣市の住民基本台帳に記録されている者を基本とする
- ⑥特例対象世帯：購入対象者等のうち、世帯主が住民税非課税世帯者である場合の世帯及び子育て世帯（3歳未満）をいう
- ⑦購入引換券：商品券の購入・配付に必要な石垣市が発行する指定の文書をいう
- ⑧取扱店舗：商品券による取引を石垣市民向けに行う取扱店として、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として所定の方法で登録された者をいう
- ⑨販売店：購入引換券を確認して、商品券を販売する店舗等
- ⑩事務局：取扱店舗の募集や商品券の販売・換金等に係る事務を実施する市から委託を受けた者をいう

3. 発行・販売内容

(1) 名称 新型コロナウイルス感染症経済対策石垣市プレミアム付商品券
「地域応援商品券」

(2) 購入対象者等の購入について

世帯1人に付き、最小1,000円単位から10,000円の上限まで一回または複数回に分けて購入金額に50%プレミアムが付いた額面分の商品券を購入できる

例：最小 1,000 円で 1,500 円分の商品券～最大 10,000 円で 15,000 円分の商品券を 1 人に付き上限 10,000 円の購入範囲内で、上限に達するまで分割購入ができる。

- 1,000 円→500 円券 3 枚（共通店型 2 枚・応援業種等 1 枚）1,500 円分
- 2,000 円→500 円券 6 枚（共通店型 4 枚・応援業種等 2 枚）3,000 円分
- 3,000 円→500 円券 9 枚（共通店型 6 枚・応援業種等 3 枚）4,500 円分
- 5,000 円→500 円券 15 枚（共通店型 10 枚・応援業種等 5 枚）7,500 円分
- 8,000 円→500 円券 24 枚（共通店型 16 枚・応援業種等 8 枚）12,000 円分
- 10,000 円→500 円券 30 枚（共通店型 20 枚・応援業種等 10 枚）15,000 円分

（3）特例対象世帯への交付について

購入対象者等のうち、世帯主が住民税非課税者の世帯、子育て世帯（3 歳未満）は自己申告により、購入に替えて 1 世帯当たり 5,000 円の「応援業種等」商品券を無償で受けることができる。応援業種等 500 円券を 10 枚。

4. 商品券の取扱い事項

- （1）商品券は、取扱店舗においてのみ使用することができる
- （2）商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において使用可能とする
- （3）商品券の転売、譲渡及び現金化はできない
- （4）商品券額面に利用が満たない場合でもつり銭は支払わない
- （5）購入した商品券の払い戻しには応じない
- （6）有効期間を過ぎた商品券は利用できない
- （7）商品券の盗難・紛失又は偽造・模造に対し、市及び事務局はその責を負わない

5. 商品券の利用対象とならないもの

- （1）国や地方公共団体等への支払い（税金、電気、ガス、水道料金等の公共料金）
- （2）有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- （3）事業者間決済
- （4）公序良俗に反するものへの利用
- （5）不動産関連の取引（家賃の支払い等）
- （6）その他、石垣市及び各取扱店舗が適当と認めないもの

6. 取扱店の参加資格及び登録等について

- （1）参加資格 石垣市内において小売業、飲食業、サービス業その他の業種を営む事業者のうち、以下に該当する事業者を除いたもので、市内の店舗等において商品券が使用できる事業者とする。

- ①公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ②役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者
- ③商品券の利用対象とならない商品等のみを取扱う事業者

(2) 登録について

事務局は募集要項により取扱店舗を募集し、応募した事業者への説明会等を実施のうえ、参加資格等を確認して登録する。登録した取扱店舗については広報する。

(3) 大型スーパー等の考え方及び応援業種等

<p>○共通店型として募集する対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県に対し「大規模小売店舗立地法」に基づく届出の対象となる店舗またはその系列店舗等 ・コンビニエンスストア、大手ドラッグストア、DIYセンター、小売店、ガソリンスタンド等（飲食は除く） 	<p>○応援業種として募集する対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般消費者を対象にする多様な業種 ・個人、中小事業者の店舗等
---	--

7. 取扱店の責務、登録取消について

(1) 責務

取扱店は下記に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ①商品券の利用対象とならないものに反した商品券の取扱いを行わないこと
- ②受け取った商品券を換金以外の目的に使用しないこと
- ③取扱店を営む事業者が自ら購入した商品券を直接換金しないこと
- ④商品券の取扱いについては、現金と同様の扱いをすること。商品券対象外などの取扱いを行わないこと
- ⑤取扱店であることが明確になるよう事務局が配布する取扱店表示等を消費者が見えやすい場所に掲示すること
- ⑥共通店型商品券ならびに応援業種等商品券の 2 種類の商品券が流通することから、各店舗対象の商品券を取り扱うこと。なお、共通店型商品券のみ取り扱う店舗が応援業種等商品券を使用された場合は、これを無効とする
- ⑦購入対象者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とすること
- ⑧その他、事務局がこの事業の趣旨に反すると認める行為を行わないこと

(2) 取扱店の登録取消

石垣市及び事務局は、取扱店の提出する登録申請書に虚偽の記載があると認められた場合、

また上記の責務を遵守しないと認められた場合には、当該取扱店の登録を取り消し、公表するものとする。これらにより損害金が発生した場合及び不正換金した場合には、当該取扱店に対して当該額を請求するものとする。

8. 購入引換券について

- (1) 石垣市は、設定する基準日において、石垣市の住民基本台帳に記録されている者を基本とする購入対象者等に購入引換券を郵送する
- (2) 購入対象者等は、販売店にて購入引換券を提示して商品券は現金のみで購入することができる。ただし、特例対象世帯については購入に替えて、自己申告により、世帯につき5,000円分の応援業種等商品券を石垣市役所にて無償で得ることを選択できる
- (3) 商品券の購入に際し、販売店は購入引換券と身分証明証等での本人確認を行う
- (4) 購入引換券に記載のある本人であることを確認できれば、世帯分の商品券を購入することができる
- (5) 購入する場合は、引換券に記載される商品券の上限購入回数まで1回または複数回に分けて購入することができ、上限に達した際に、販売店は購入引換券を購入対象者から回収する
- (6) 特例対象世帯が、無償交付を選択する場合は、石垣市（商工振興課）で申請頂き、商品券を交付する。
 - ①購入引換券
 - ②交付を受ける目的で、税務情報にかかる公簿等の確認等を求める自己申告と同意
 - ③身分証明証等以上の同意確認等を商工振興課窓口で行い、商品券をお渡しする。

9. 販売場所（予定）	沖縄海邦銀行八重山支店	9時～15時
	石垣市役所1階（公共料金等支払い窓口）	9時～16時
	マックスバリュ石垣店	9時～18時
	マックスバリュやいま店	9時～18時
	マックスバリュ新川店	9時～18時
	マックスバリュ平真店	9時～18時
	サンエー石垣シティ	9時～18時
	メイクマン石垣店	9時～18時

10. 販売期間 令和2年10月1日（木）～令和3年1月17日（日）

11. 使用期間 令和2年10月1日（木）～令和3年1月17日（日）

1 2. 換金期間 令和2年10月5日(月)～令和3年2月12日(金)

1 3. 換金方法 取扱店は、毎週金曜日までに石垣市商工会へ商品券を持参し、所定の「換金申込書」により申込みものとする。石垣市商工会は、「換金申込書」を確認及び真贋チェックをした後、翌々週水曜日に金融機関の指定口座に振込むものとする。なお、換金手数料は石垣市商工会負担とする。

1 4. 取扱店申込

①取扱店対象 取扱店登録店舗

②申込期間 令和2年9月9日(水)から随時行う。但し、令和2年9月24日(木)までに申込みがあった取扱店を商品券販売の際に、取扱店舗一覧表として購入者に配付する。(土日祝祭日は除く。)9月24日以降に申込みがあった取扱店は石垣市商工会ホームページ等での周知を行う。

③申込方法 別紙(様式1)「新型コロナウイルス感染症経済対策石垣市プレミアム付商品券取扱店舗登録申請書兼誓約書」及び(別紙2)「反社会的勢力でないことの表明・確約に関する誓約書兼照会同意書」に必要事項を記入の上、お申込み下さい。

1 6. 取扱店の加盟手数料 無料

1 7. 広報

①取扱店向け、登録拡大に資すること

②石垣市民向け、商品券事業の実施と使用促進に資すること

③石垣市民向け、取扱事業者のPR、紹介についても取り組む

1 8. 感染予防

①販売店、取扱店に対して、マスク着用、密集回避、身体距離の確保はじめ石垣市が感染状況に応じて協力要請する感染予防について、同意を得る

②購入対象者等についても同様に協力を求める

③ウィズコロナを前提に感染予防と経済活発化の両立を目的とするが、市中感染や経路不明な感染流行などによる外出自粛要請、緊急事態宣言等が発令された場合は、販売・使用期間の変更や一時中断等の措置を講じるものとする

1 9. その他

この要項に明示なき事項、または疑義が発生した場合は、別途、取り決めて業務を進めるものとする

<お問い合わせ>

石垣市商工会

〒907-0013 石垣市浜崎町1-1-4

TEL : 0980-82-2672 FAX : 0980-83-4369